

平成30年12月28日

習志野市高齢者福祉センター芙蓉園及び習志野市立東部デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について

「習志野市公の施設に係る指定管理の指定手続き等に関する条例」に基づき、習志野市高齢者福祉センター芙蓉園及び習志野市立東部デイ・サービスセンターの管理運営を行う指定管理者を次のとおり指定しましたのでお知らせします。

1. 指定管理者

- (1) 所在地 成田市押畑896番地4
- (2) 団体 社会福祉法人 豊立会
- (3) 代表 理事長 藤崎 壽路

2. 指定期間

平成31(2019)年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

3. 指定に至る経過

- (1) 申請者数 1(公募)
- (2) 日程
 - ア. 指定管理者募集の案内(広報誌・ホームページ) 平成30年7月15日(日)
 - イ. 募集要項の配布 平成30年7月17日(火)~7月31日(火)
 - ウ. 応募者説明会・現地見学会 平成30年8月7日(火)
 - エ. 質問書受付 平成30年8月8日(水)~8月10日(金)
 - オ. 質問書の回答 平成30年8月20日(月)
 - カ. 申請書類の受付 平成30年8月23日(木)~8月31日(金)
 - キ. 申請者面接 平成30年10月2日(火)
 - ク. 指定管理者候補者選定結果の通知 平成30年11月9日(金)
 - ケ. 議会の議決 平成30年12月20日(木)
 - コ. 指定日(告示日) 平成30年12月27日(木)

4. 指定理由

これまでの豊富な経験を活かした安定的な運営が見込まれること、利用者のサービスや施設環境の向上が見込まれること、また、経済的にも安定した施設運営が期待できることなどを総合的に勘案し、当該施設の指定管理者として選定したものである。